

## よくある質問（FAQ）

**Q. 1** 助成金交付申請の受付期間はいつですか？

**A. 1** 3月5日（月）から3月21日（水）までです。

ただし、予算の範囲内での助成ですので、お早めに申請ください。

**Q. 2** 助成金の額は、事業に要した経費のすべてですか？

**A. 2** 助成の対象となる経費については、助成金交付要領（以下、要領という）別表2を参照願います。

また、助成対象者、助成率、助成限度額については、要領別表1を参照ください。

**Q. 3** 助成金交付申請時には、どのような書類が必要ですか？

**A. 3** 要領別表3を参照願います。

**Q. 4** 県内中小企業者の定義はどういうものですか？

**A. 4** 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号に該当する者のうち、県内に事業所を有する者を言います。（事実上、大企業の支配下にある企業は除きます。）

※中小企業基本法第2条第1項の定義

製造業その他	資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社、並びに 常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人
卸売業	資本金の額又は出資の総額が1億円以下の会社、並びに 常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人
小売業	資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社、並びに 常時使用する従業員の数が50人以下の会社及び個人
サービス業	資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社、並びに 常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人

**Q. 5** 医療法人、学校法人、宗教法人、NPO法人などは、中小企業者ですか？

**A. 5** 中小企業者とは、「事業を営む会社（株式会社、合同会社、合名会社、合資会社、相互会社、有限会社）及び個人」との定義ですから、学校法人、宗教法人、NPO法人、社会福祉法人、公法人は、中小企業の定義に該当しません。医療法人も、明示的に扱う場合を除き、中小企業者とは定義されません。

**Q. 6 助成金はいつ支払われるのですか？**

**A. 6** 助成事業が完了した日から起算して15日以内、または翌年度の4月10日のいずれか早い日までに実績報告書及び添付書類を提出していただき、提出書類の審査や、必要がある場合には現地検査を実施し、助成金の額を確定した後にお支払いします。  
事業完了前の支払いはいかなる場合にも行いません。

**【国際見本市出展事業】**

**Q. 7 来年2月に開催される国際見本市に出展する予定で、既に出展小間料を主催者に支払いました。国際見本市出展事業の助成対象になりますか？**

**A. 7** 助成の対象となる経費は、助成金の交付決定の日から当該年度末までに契約、支払いが完了する経費を対象としています。ただし、国際見本市出展事業では、出展小間料（会場費）について、主催者側への支払いが交付決定の日以降であれば助成対象となります。

いずれにしても、交付申請前に支払いが完了している今回のケースでは、出展小間料は助成対象外です。

**Q. 8 海外で会期が平成25年3月30日から平成25年4月2日の見本市に出展する場合、国際見本市出展事業の助成対象になりますか？**

**A. 8** 国際見本市出展事業に限り、会期が年度をまたぐ場合でも対象となります。

ただし、助成対象経費の支払いは当該年度末までに完了し、翌年度4月10日までに実績報告書を提出していただく必要はあります。

以 上